

綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育の供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進することを目的に長時間預かり保育事業を実施する幼稚園に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に基づく都道府県知事の認可を受け設置された学校法人立の幼稚園をいう。
- (2) 長時間預かり保育 幼稚園が、通常の教育時間の前後及び当該幼稚園の就業規則等で定める休業日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで並びに市長が特に認める日を除く。）に、当該幼稚園に在籍する児童のうち希望者を対象に、教育時間を含め11時間以上行う預かり保育をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号をすべて満たす幼稚園が長時間預かり保育を行う事業とする。

- (1) 本市に住所を有する児童（保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に掲げる事由に該当することにより家庭において必要な保育を受けることが困難である者に限る。）が在籍すること。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に規定する幼稚園型認定こども園又は同法第9条に規定する幼保連携型認定こども園に補助金の交付の決定を受けてから5年以内に移行することを希望すること。
- (3) 長時間預かり保育及び3歳未満の乳幼児に対する1日11時間以上の保育の両方又はそのいずれかを実施すること。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項の基準に準じ、本事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当職員を2人以上配置することができること（3歳未満児は保育士、3歳以上児の処遇を行う者は幼稚園教諭又は保育士に限る。）。

（補助金の額）

第4条 補助額は、神奈川県子どものための教育・保育給付費補助金（認可化移行運営費支援事業等）交付要綱別表幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の部基準額の項により算定した額とする。ただし、補助事業に要した経費に対し寄附金その他の収入がある場合は、その額を控除した額とする。

（申請方法及び期限）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園長時間預かり保育事業台帳（第2号様式）
- (2) 幼稚園長時間預かり保育事業計画書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の提出期限は、当該年度の9月末日までとする。ただし、当該年度の10月以降に事業を開始した場合は、事業を開始した月の末日までとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第6条 補助金の交付を決定する場合には、規則第6条に掲げる要件を付するものとする。

（決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（月次報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象施設（以下「補助施設」という。）は、実施状況を翌月10日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 幼稚園長時間預かり保育事業実施報告書（第5号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認）

第10条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、年額を交付決定した後、2分の1相当額を交付し、残額は実績に基づき所要額を交付する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）

第12条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金実績報告書（第7号様式）によるものとし、同項に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の4月5日までに行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、対象となる補助施設は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的

に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第15条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により定めるものは、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) 前号以外の物品等(短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなる物は除く)のうち取得価額又は評価額が5万円以上のもの
5年

(書類の整備等)

第15条 補助施設は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保存するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が、当該補助金の交付決定を受けてから5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要基準を満たさないこととなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、補助施設の設置者が偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(併給の禁止)

第17条 私立高等学校等経常費助成費補助金(預かり保育推進事業)の申請の際には、本事業の補助対象児童数にかかわる保育担当者数を差し引いて申請しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(交付申請提出期限の経過措置)

- 2 第5条第2項の規定中、「9月末日」とあるのは、平成27年度の交付申請については、「平成28年3月31日」と読み替えるものとする。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

㊟

年度綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業について、綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 幼稚園長時間預かり保育事業台帳（第2号様式）
- (2) 幼稚園長時間預かり保育事業計画書（第3号様式）

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日申請があった 年度綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 補助金額 | 円 |
| | 既交付決定額 | 円（ 年 月 日決定） |
| | 今回変更額 | 円 |
| 2 | 補助条件 | |

第6号様式（第10条関係）

綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園長時間預かり
保育事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を
受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第7号様式（第12条関係）

綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金実績報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長

報告者 所 在 地

名 称

代表者氏名



年 月 日付で交付決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園長時間預かり保育事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

1 添付書類

- (1) 幼稚園長時間預かり保育事業実施報告書（第5号様式）
- (2) 事業実績書及び収支決算書（書式任意）
- (3) その他必要とする書類

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

綾瀬市長

補助事業者所在地
名称
代表者氏名

⑩

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園長時間
預かり保育事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 消費税仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。